

京都府税務共同化推進委員会運営要領

（目的）

第1条 地方自治体による自主的で、積極的な税財源の確保を通じた地方分権の推進が求められる中で、京都府内の市町村と府が課税、徴収業務を共同処理することによって、公平公正で、効率的な、府民に信頼される税務行政を確立するため、目指すべき税務共同化のあり方及びその具体化に向けての課題を検討することを目的に、京都府税務共同化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

（検討事項）

第2条 推進委員会は次に掲げる事項について検討する。

- （1）税務共同化を進める上での地方税法の解釈に関する事。
- （2）共同化する業務の内容やその具体的な手法等に関する事。
- （3）共同化する業務を支援する情報システムのあり方に関する事。
- （4）共同化する業務の推進体制に関する事。
- （5）その他、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

（組織）

第3条 推進委員会は、別添の者をもって構成する。

（会議主宰）

第4条 構成員の中から座長を選出し、座長は、推進委員会を主宰する。

2 推進委員会は、座長が招集する。

3 座長は、必要があると認めるときは、推進委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第5条 推進委員会の庶務は、京都府総務部税務課が処理する。

（その他）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、構成員の合議により別に定める。

附 則

この要領は、平成19年5月1日から施行する。